選挙運動用自動車運転契約書

(運転手の雇用)

　甲（候補者氏名）***赤井川　太郎***と乙（運転手氏名）***運転　二郎***　とは、令和５年４月２３日執行の赤井川（村議会議員・村長）の選挙の選挙運動のために使用する公職選挙法第141条第1項の自動車の運転について、次のとおり契約を締結する。

１　甲は、乙を選挙運動用自動車の運転手として雇用し、その報酬を支払う。ただし、乙は、甲に係る供託物が、公職選挙法第93条の規定により赤井川村に帰属することとならない場合には、赤井川村議会議員及び赤井川村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の定める手続により、甲が乙に支払うべき金額のうち、同条例の定める金額を赤井川村長に請求する。

２　運転手の雇用期間は、令和年　月　　日から令和　年　月　　日までとする。

３　報酬の額は、次のとおりとする。

　(1) １日当たりの金額　　***１２，５００***　円

　(2) 契約金額　　***６２，５００***　円

４　この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ、別に決定する。

　この契約の証として本書２通を作成し、甲、乙それぞれ１通を保管する。

　　令和　年　月　　日

　　　　　　　　　　甲　　　　住所　***北海道余市郡赤井川村字○○△△番地***

　　　　　　　　　（候補者）

　　　　　　　　　　　　　　　氏名　***赤井川　太郎***

　　　　　　　　　　乙　　　　住所　***北海道○○郡○○町　□□　○○番地***

（運転手）

　　　　　　　　　　　　　　　氏名　***運転　二郎***

備　考

　１　運転手の雇用期間は、立候補の届出の日から選挙期日の前日までの間において雇用する期間とすること。したがって、立候補の届出前から雇用していても、契約書にはその期間を含めないこと。

　２　乙が赤井川村長に対して請求する場合、請求書には、この契約書に記載された住所、氏名等を記載すること。